

カンボジアの医療事情と社会保険制度

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL)

はじめに

カンボジアに進出し日本人社員を駐在させる場合に、健康面を気にする企業が多いのではない。また、現地従業員が保険の加入を求めた場合、どのような保険に加入するべきなのか。今回は、カンボジアにおける医療事情、公的保険及び民間保険の内容について報告する。

医療施設の水準

カンボジアの病院は国公立、NGO（非政府組織）運営私立、富裕層向け私立の3つに大別される。国公立病院と富裕層向け私立が有料、NGO 運営私立が無料である。国公立病院や NGO 運営私立病院の医師の技術レベルは低く、設備も老朽化しており、医療サービスの水準は非常に低い。富裕層向けの私立病院は、タイやシンガポールを本拠地とし多国籍経営している病院の分院であることが多く、外国人や富裕層が利用する。プノンペンにはこのような富裕層や外国人向けの私立病院が数ヶ所ある。これらの病院には外国人医師が駐在し、日本語が通じる病院もある。しかし、分院自体の医療機能はそれほど高くないため、重症な場合や手術を必要とする場合にはタイ・バンコクやシンガポールへ搬送されることもある。

歯科治療

数多くの歯科医院が存在するが、日本の水準と比較すると適切な治療を行う医院は非常に少ないのが現状である。ローカル向けの歯科医院の治療費は安いですが、医療機器が旧式であったり抜歯を勧められるなど、衛生面や技術レベルを考えるとお勧めできない。費用は高くなるが、外国人向けで医療機器や設備が整っており医師の技術レベルが高い医院を選びたい。なお、プノンペンには日本人による歯科医院もあるが、歯科治療は海外旅行保険の適用外となるため、カンボジア赴任が決まった際には渡航前に完治させておく方がよい。

社会保険制度

1) 社会保険制度に関する法制度

カンボジアの社会保険制度は、労働法規程に定められた者に対する社会保険制度に関する法律（以下、「社会保険制度法」という。）により、年金制度と職務上の傷害を補償し職業病手当を付する労務災害保険が制定されている。

2) 国家社会保険基金 (National Social Security Fund: NSSF)

社会保険制度は国家社会保険基金により運営されている。同基金は、労働・職業訓練省が実務を、経済財務省が財政面を管轄する公共法人であり、プノンペンに本部を置いている。

国家社会保険基金の概要は以下のとおりである。

① 社会保険制度法に従い労働者のために社会保険制度を運用する。

- ②老齢、身体障害、死亡、労務災害による困窮を助けるため、国家社会保険基金加入者に対し適正な給付を行う。
- ③国家社会保険基金加入者と雇用者から保険金を徴収する。

国家社会保険基金の資金は以下のとおりである。

- ①国家社会保険基金設立の際の初期基金は政府から支給される。
- ②運営資金や資本金は政府から支出される。
- ③社会保険制度の支出は国家社会保険基金の加入者の保険金で賄われる。

8人以上の従業員を雇用する事業者は、会社設立から45日以内に国家社会保険基金に登録しなければならない。2012年現在、労務災害保険のみ運用されており、労務災害の保険対象者が治療を受けられる病院は指定されている。

3) 社会保険制度の保護対象者

国籍、人種、性別、宗教、政治的立場、労働組合員、組合活動の有無などに関わらず、労働法に定められた全ての従業員などが対象で、外国人にも適用される。

4) 年金制度

年金制度の給付には、老齢年金、早期年金、傷病手当、遺族年金が含まれ、各年金の受給資格は以下のとおりである。

①老齢年金の受給資格

55歳以上で「国家社会保険基金に20年間加入している」、「10年以前から年金受給資格を得る日までの間に、社会保険制度に最低60カ月間保険料を納めている」の条件を満たす者

②早期年金の受給資格

55歳未満で「国家社会保険基金に20年間加入している」、「10年以前から年金受給資格を得る日までの間に、社会保険制度に最低60カ月間保険料を納めている」などの条件を満たし、精神的・身体的問わず、早期に労働に適しない状態となった者

③傷病手当の受給資格

55歳未満で身体障害者となった国家社会保険基金加入者で「5年以上国家社会保険基金に加入」、「傷病となる12カ月以上前までに6カ月間の社会保険加入期間がある」の条件を満たす者

④遺族年金の受給資格

老齢年金、早期年金、傷病手当の受給資格者が死亡したときや、死亡時において老齢年金、早期年金、傷病手当の受給資格を満たしていた者、あるいは既に180カ月の加入期間がある者については、遺族が遺族年金を受給できる。

5) 労務災害

①作業中の事故

従業員の作業中に事故が起き被害を被った場合、その原因にかかわらず、過失によるかどうかを問

わず、労務災害とみなされる。

②通勤時の事故

従業員が家から職場へ通勤する間に起きた事故についても、その通勤が個人的または非業務上の理由により回り道をした場合を除き、労務災害とみなされる。

③労務疾患

業務中の有毒物質への接触、疾患を引き起こす不健康な条件や場所での勤務に起因する病気は、労務災害とみなされる。

④労務災害の支給内容

- (a)作業中の事故、通勤時の事故、労務疾患が原因の労務災害に対する医療介護費の支給
- (b)作業中の事故、通勤時の事故、労務疾患により一時的に身体障害状態に陥った場合、日当を支給
- (c)作業中の事故、通勤時の事故、労務疾患により永続的身体障害となった場合、身体障害者年金または手当の支給
- (d)死亡した場合、葬儀料や遺族年金を支給

6) 国家社会保険基金の月額保険料率

社会保険制度法の適用を受ける雇用者と従業員は国家社会保険基金に保険料を支払わなくてはならない。保険料は、省令に従い被雇用者の平均月額給与(基本給)に基づき計算される。月額給与には給与、時間外手当、利益配分金、チップ等が含まれる。保険金料率は0.8%(最低1,600リエル、最高8,000リエル)である。

保険市場の概要

2005年以降、カンボジアにおける保険業は著しく成長しており、営業保険料額は、2005年の1,085万ドルから2010年の2,487万ドルに増加している。他のASEAN諸国と比較してカンボジアの保険市場はいまだに小さいため、カンボジアの経済発展とともに保険業も高い成長を維持すると予測される。また、若年層が多いカンボジアにおいては生命保険市場の潜在成長率が高いと見込まれている。

民間保険会社

カンボジアの民間保険会社は、Forte Insurance が市場を大きく占有しており、次いで Infinity, Compu Lonpac, Caminco がある。また日系の損害保険会社が駐在員事務所を2012年に開設した。

上述の民間保険会社は生命保険を取り扱っておらず、火災、自動車、海上、健康、事故といった損害保険を提供しているが、今後は生命保険を含む幅広い商品が提供される予定である。企業が従業員のために加入する団体傷害保険と健康保険の内容について、以下で紹介する。

1) 傷害保険

民間保険会社が提供している傷害保険は、就業時間のみ補償する保険と24時間補償する保

険がある。この保険で補償する内容は、事故による死亡や傷害、病院での治療費や入院費用である。

2) 健康保険

健康保険は、病気により病院を利用した際の費用を補償する保険である。保険会社との提携病院を利用した場合は治療費を払う必要はないが、提携外の病院を利用した場合は保険会社に払い戻し請求を行う必要がある。

上述の1)、2)の保険の補償内容の詳細と保険金額は契約内容により異なる。

また、病院から発行された領収書を従業員が会社に提出して請求することで、民間保険会社へ加入せずに一定金額まで医療手当を支給する会社もある。

おわりに

カンボジアにおける医療機関のサービス水準はまだ不十分であり、日本人であれば外国人向けの病院をお勧めする。外国人医師が常駐し日本語が通じる病院もある上、プノンペンでは日本人医師による診療も受けられる。ただし外国人向けの病院は医療費が高額で、重度な症状や手術が必要となると近隣諸国に搬送されることもあるため、海外で利用可能な保険に加入しておくのが良い。カンボジア人に対しても労働省による公的な保険だけでは不十分であり、保険に対する従業員の要求も高いため、民間保険会社の保険に別途加入することで従業員の満足度を高められる。

(参考文献)

「カンボジア投資ガイドブック改訂版」(発行元：カンボジア開発評議会／2012年1月発行)